

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	62 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	20 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 3 月に勤務先の職場を退職した後、転職することになり、そのために引っ越した。転職先の会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、担当者が手書きで国民年金手帳に住所を書いたのを憶えている。その後、何度か転居したが、引っ越し先の役所でも住所の変更手続を行っていたはずである。

私は、申立期間当時、いつもポーチに国民年金保険料の納付書と国民健康保険料の納付書を 2 冊入れて持ち歩き、3 か月ごとに郵便局などで納付書により保険料を納付していたのもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の職場を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、3 か月ごとに郵便局などで納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の状況及び保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が述べる郵便局は、申立期間当時、実在していたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間当時、申立人と交際中だった申立人の妻は、その当時、「国民年金ではなく、早く厚生年金保険に入れるようになればいいね。」と話していたことなどについて記憶していると証言している。

さらに、申立人は、昭和 61 年ごろ、婚約の挨拶をするため、申立人の妻と

一緒に、その妻の両親の家へ行った時に、その両親から、「将来に備えて年金に加入していますか。」と聞かれ、申立人が、「国民年金に加入して、ちゃんと払っています。」と答えたことを憶えていると述べているところ、申立人の妻及びその父親も同様の証言をしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から38年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から38年3月まで  
② 昭和47年1月から同年3月まで

勤務していた美容室の店主の勧めで同僚と一緒に国民年金に加入し、毎月事務担当者に保険料を渡していた。結婚後は、仕事を辞めて自分で保険料を集金人に納付するようになるまでは、同居していた義祖父母に保険料の納付を依頼していた。他県へ転居後は、集金人に2か月か3か月ごとに保険料を納付し領収書を受け取っていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年9月から申立人が美容室を辞めたとしている37年3月までの期間については、申立人は国民年金の制度発足時に、店主の勧めで同僚と一緒に国民年金の加入手続きを行い、同僚の一人である事務担当者に毎月保険料を渡していたとしているところ、同僚の事務担当者の国民年金手帳記号番号は、36年4月に申立人と連番で払い出されており、その同僚は、申立期間の保険料が納付済みになっていることから、申立人の記録が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間①のうち、申立人が結婚により転居したとしている昭和37年4月から38年3月までの期間については、申立人は、38年夏ごろに仕事を辞めて自分で保険料を集金人に納付するようになるまで、同居していた申立人の義祖父母に保険料を入れた集金袋を渡して、集金人に保険料を納付するよう依頼していたとしているところ、申立人が居住していた区では、当時、国民年金保険料の徴収員が存在していたことが確認できることから、申立内

容に特段不自然さは認められない。

さらに、申立期間②は3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、特段生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 2650

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から47年11月まで

私は、結婚後、自宅の隣に住んでいた人から国民年金の重要性などについて教えてもらったが、出産前だったため、すぐには手続に行くことができなかった。しかし、昭和43年9月ごろには安定期に入ったので、その隣人と一緒に区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その後、私は、その隣人と一緒に、買い物帰りに銀行の出張所で、納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、銀行の出張所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が述べる銀行の出張所は、申立期間当時、実在していたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立人の隣人に勧められ、その隣人と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、銀行の出張所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その隣人も、申立人に国民年金の重要性について教えていたこと、申立人の国民年金の加入手続を行った際の状況、及び買い物帰りに申立人と一緒に銀行の出張所で保険料を納付していたことなどについて詳細に証言している上、その隣人は、国民年金制度が発足された当初から国民年金に加入し、申立期間の保険料は納付済みとされており、申立人の主張には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 7 月に会社を退職し国民年金に加入したが、加入手続や国民年金保険料の納付については、妻が行っていた。

加入手続後においては、未納がないように夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間の保険料について妻は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 11 月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、同年 11 月に加入手続を行ったことが推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である上、申立人は、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付については、申立人の妻が行ったとしているところ、申立人の妻は、妻自身が会社を退職した直後に国民年金に任意加入し、併せて付加年金にも加入しており、年金制度に対する知識を有していたと考えられることから、申立期間の保険料について、申立人の妻が自分の分のみ納付して、申立人の分を納付しなかったとは考え難い。

さらに、昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の保険料月額については、さかのぼって納付した 59 年 4 月以降の保険料月額より安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金加入手続後においては、保険料の未納はなく、併せて国民年金基金にも加入するなど、国民年金に対する意識は高かったも

のと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から46年12月まで

私が20歳になった昭和41年\*月ごろに、父親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、父親又は兄が納税貯蓄組合を通じて、家族全員分を年払いで納付しており、両親及び兄の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和41年10月ごろに、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の父親又は兄が家族全員の国民年金保険料を年払いで納付していたと主張しているところ、申立期間当時、一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親及び兄の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親又は兄が納税貯蓄組合を通じて納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、納税貯蓄組合が実在し、保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の兄は、「昭和43年1月から父親と一緒に洋品店で事務の仕事をしており、納税貯蓄組合を通じて、妹(申立人)の分も含めた家族全員分の国民年金保険料を年払いで納付していた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人の保険料を納付してい

たとする申立人の父親は、国民年金制度創設当初から国民年金に加入し、保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から46年3月までの期間及び平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から46年3月まで  
② 平成5年12月

私は、昭和46年に結婚した時に、義母に勧められて国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の職員から、未納期間をさかのぼって納付できると案内され、保険料については、夫が近くの金融機関で一括して納付したことを憶えている。

その後は、家族全員の保険料について、未納期間がないように納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和46年に市役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口で国民年金保険料の未納期間をさかのぼって納付できると案内されたので、申立人の夫が20歳からの保険料を金融機関で一括納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年5月は、第1回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人の記録では、申立期間①は強制加入期間となっていることから、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとしている国民年金保険料額は、申立期間について、実際に特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付したとしている金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特

段不合理的な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、「結婚後に妻（申立人）が国民年金の加入手続きを行い、20歳からの保険料については私が一括して納付した。」旨証言している。

加えて、申立人は申立期間後の国民年金保険料について、申立期間②を除き、すべて納付している。

- 2 申立期間②について、申立期間は1か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から46年3月まで  
② 昭和51年10月から59年9月まで

私は、昭和42年9月に会社を退職後しばらくしてから、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に市役所の窓口の職員から、納付できるだけの国民年金保険料を納付した方がよいと勧められたことから、申立期間①については、当日市役所で納付できると言われた現年度分の保険料はその場で納付し、市役所で納付できないと言われた過年度分の保険料については、後日送付されてきた納付書を使用して郵便局で納付した。また、申立期間②は、送付されてきた納付書を使用して定期的に郵便局で納付していたはずである。申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続を行った後に、国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年11月ごろに払い出されていることが確認できることから、この時期は、第一回の特例納付が実施されていた時期である上、申立期間は強制加入期間であり保険料を納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間①について実際に特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、加入手続後に郵便局で納付書を使用して納付したと主張しているところ、申立期間当

時、申立人が主張する郵便局は実在していたことが確認できるとともに、同郵便局において納付書を使用して特例納付及び過年度納付を行うことは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間②については、申立人の当時の妻も申立期間の大半の期間が未加入期間となっている。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が国民年金の資格取得を行った記載がない上、申立人が居住していた市の収滞納一覧にも資格取得手続が行われた形跡がないことから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 59 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 12 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月及び同年2月

私は、私の夫が昭和63年1月に会社を退職したので、すぐに区役所の出張所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、口座振替の手続も行った。申立期間については、口座振替の手続が間に合わず、別の方法で保険料を納付したかもしれないが、夫婦一緒に納付したはずである。私は、申立期間について、夫の保険料が納付済みになっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、確認できる範囲において、申立人夫婦は同一日に保険料を納付している上、申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとされていることを踏まえると、申立人の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間であり、申立人は、申立期間以後、国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳及び区の国民年金被保険者名簿によると、申立人が、昭和63年1月に第1号被保険者の資格を取得しているにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、第1号被保険者の資格を取得した時期が63年3月となったまま、平成8年まで放置されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から51年3月まで  
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入時期や手続場所を具体的に憶えていないが、手元に届いた国民年金の納付書についてはきちんと国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①については、4か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間①の国民年金の保険料額については、申立期間①直後の納付済みとなっている昭和51年4月以降の保険料額より安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

3 申立期間②については、3か月と短期間である上、申立期間②の前後の

期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②の国民年金の保険料額については、申立期間②直後の納付済みとなっている昭和 52 年 4 月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで  
③ 昭和55年1月から61年3月まで

私は、親の勧めにより、成人を機に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を始めた。結婚後、住所が変わっているが、夫がその都度変更手続を行い、国民年金保険料については、私が市役所等の窓口で初めてのころは国民年金手帳に印紙を貼付、しばらくして納付書方式で納付し、その後、口座振替により納付してきた。昭和54年末、会社を辞める直前に会社の総務担当者から厚生年金保険から国民年金へ変更になるので手続をするように教えられたので、自ら市役所で国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料については、欠かさず納めてきたはずなのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、いずれも3か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料が納付済みとなっており、その前後を通じて夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、結婚に伴う改姓及び住所変更の手続も適切に行っていることがうかがえることから、国民年金保険料の納付書が郵送され、これにより納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間③について、申立人は、昭和 54 年末に会社を退職する直前に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳のいずれにも切替手続を行った形跡が認められず、ほかに切替手続が行われたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、納付状況についても不明である。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は、平成7年4月に会社を退職して数か月後に、市役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。国民年金保険料は、市の職員が自宅に集金に来ていたことから、私の母親が納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は、申立人の母親が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、申立期間当時、集金人が現年度分の保険料を集金していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の加入者から、申立人は、平成7年9月から8年1月までの期間に加入手続を行ったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付することは可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から50年9月まで  
② 昭和50年10月から51年3月まで

私は、昭和50年10月に私の夫が会社を退職して夫婦で家業を手伝うことになった際、夫が私の母から、「これからは自分たちで国民年金保険料を納付するように。」と言われたことをはっきり記憶していることから、申立期間①については、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。また、申立期間②については、私の夫が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行い、私の分と一緒に保険料を納付していた。申立期間①が未加入とされていること、及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間②は、6か月と短期間である。

また、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和51年7月に払い出されていることが確認できることから、この時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立人の夫が、区役所で発行された過年度分の納付書を使用して金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が当時居住していた地域の区役所では、過年度の納付書を発行していたことが確認できる上、金融機関において納付書を使用して過年度納付を行うことが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間②の国民年金の保険料額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和51年4月以降の保険料額より安価であること

から、当該期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立期間①当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は国民年金加入期間の保険料を完納しているが、申立人を除く3人の姉妹は申立人と同様に、国民年金に未加入又は、保険料を未納であったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間①当時は同一区内に居住し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで  
③ 昭和49年10月から50年3月まで  
④ 昭和50年10月から51年3月まで  
⑤ 昭和51年10月から59年3月まで

私は、昭和45年7月に就職した。勤務先の店では、採用時に社会保険に加入することが条件であったので、勤務していた期間は、給与から保険料を控除されていたと思う。私が58歳になった時、同店の店主から私の国民年金手帳を受け取り、勤務していた期間について、国民年金に加入していたことを初めて知った。

また、私は、昭和58年4月から独立し、同店の仕事を請け負うようになった。その後、59年ごろに区役所の支所からハガキが届いたので、同支所に出向いた。その際に同支所の担当者から、「国民年金保険料が未納となっており、25年間分の保険料を納付しなければ、年金が受給できなくなる。」旨の説明を受けたので、昭和58年度の保険料をさかのぼり一括して納付した。

私は、勤務先の店主や自身が納付していた申立期間①から⑤までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人の特殊台帳によると、国民年金保険料が納付済みとされている一方、社会保険庁のオンライン記録では未納とされており、両者の記録に齟齬<sup>そご</sup>が見られるなど、行政側の記録管理が適切に行

われていなかった可能性がある。

また、申立期間⑤のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間については、申立人が、59 年ごろに区役所の支所の担当者から「25 年間分の国民年金保険料を納付しなければ、年金が受給できなくなる。」と言われ、昭和 58 年度分の保険料をさかのぼり一括して納付したと主張しているところ、58 年度は申立人が 35 歳となる年度に当たり、国民年金保険料を納付すべき 60 歳まで残り 25 年となる時期であることから信憑性<sup>びよう</sup>が認められる。

さらに、申立人は、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人の特殊台帳には、昭和 58 年度について過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できるとともに、同期間以降に保険料の未納がないことから、申立内容に不自然さはみられない。

- 2 一方、申立期間①、②、④及び申立期間⑤のうち昭和 51 年 10 月から 58 年 3 月までの期間については、申立人は、申立人が勤務していた店の店主の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする店主の妻は、集金人が来なかった時は、保険料を納付していなかったかもしれないと述べている。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする店主の妻は、申立期間①、②及び④の保険料が未納とされているとともに、申立期間⑤のうち、昭和 51 年 10 月から 58 年 3 月までの期間は、大半の保険料が未納及び申請免除とされている。

さらに、申立期間①、②、④及び申立期間⑤のうち昭和 51 年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、昭和49年9月に国民年金に任意加入してから、61年4月に第3号被保険者になるまでの間、国民年金保険料をすべて納付していた。申立期間も、金融機関から保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月に国民年金に任意加入して以降61年4月に第3号被保険者になるまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったと認められ、納付意欲の高い申立人が、任意加入中の3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料を納付していなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から同年11月まで  
② 昭和42年1月から43年3月まで  
③ 昭和52年10月

私の妻（他界）は、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていた。記憶は定かではないが、集金人に保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入手続後の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 申立期間①及び②について、申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続及び保険料の納付のすべてを行ったとしているところ、申立人自身は当該手続等に直接関与しておらず、その妻は既に他界しており、申立期間①②について保険料を納付していたことを証言する者も存在しないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の具体的納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①及び②について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻の記録も、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、

申立人の所持する国民年金手帳は、その記載から、昭和 43 年 4 月 8 日に発行されたことが認められるが、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料をさかのぼって納付したことを示す形跡は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、結婚後、私の父親から国民年金に加入することを強く勧められたので、私の夫と一緒に市役所へ行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、納付書が郵送されてきたので、同市役所又は自宅近くの銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。納付書が届くと、いつも夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 52 年 5 月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立人夫婦が同時に加入手続を行いながら、申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間以後、国民年金保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年3月まで

私は、昭和53年8月ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、送付されてきた納付書を使用して、毎月金融機関で納付していた。現在も夫婦二人分の保険料を毎月納付し続けており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ4か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、平成16年5月以降の期間については定額保険料に加え、付加保険料を納付していることが確認できることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年3月まで

私の妻は、昭和53年8月ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、送付されてきた納付書を使用して、毎月金融機関で納付していた。現在も夫婦二人分の保険料を毎月納付し続けており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ4か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、平成16年5月以降の期間については定額保険料に加え、付加保険料を納付していることが確認できることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私は、親元を離れて兄と弟と一緒に同居していた。私は、短大を卒業後、兄と弟の身の回りの世話をしていたので就職しなかった。私の両親は、私のことを心配して、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、私が結婚するまでの間、国民年金保険料を納付していた。私が結婚する際、両親から、「これからは自分で保険料を納付するようにしなさい。」と言われたことを憶えている。私は、両親が納付してくれたはずの申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、短大を卒業後、就職しなかった自身のために、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、申立人が結婚するまでの間、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間当時、両親から国民年金に加入した理由及び保険料を納付していたことについて聞かされたことを鮮明に記憶しており、申立期間当時同居していたとする申立人の兄も、その両親から、申立人について、国民年金の加入手続きを行ったことや、保険料を納付していたことを聞かされていたと証言している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする両親が経営していた事業所は、厚生年金保険の適用事業所で、申立人の父親は、申立期間当時、標準報酬月額が最高等級であったことなど、申立人の保険料を納付する資力は十分にあったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年12月まで

私は、昭和53年ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った時に、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると教わった。その後、55年2月に転居し、転居先の市役所で特例納付の再確認をし、納付書を発行してもらい、20歳からの保険料をまとめて金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年2月に転居してからしばらくして、市役所で、申立期間の国民年金保険料の納付書を発行してもらい、まとめて金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が転居した同年2月当時は、第3回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人の記録では、申立期間は強制加入期間となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとしている国民年金保険料額は、申立期間について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付したとしている金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適切に行っているなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から同年6月まで  
② 平成4年10月から同年12月まで

私は、昭和54年3月に国民年金の任意加入の手続を行った。その後、平成4年4月に会社を退職すると同時に国民年金の再加入手続を行い、市役所分室で国民年金保険料を納付した。10年以上前に、市役所分室で納付状況を尋ねたら、未納があるとは言われなかったのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①と②の間の平成4年7月から同年9月までの国民年金保険料は、5年12月に過年度納付されていることが確認できることから、仮に、同年12月の時点では、申立期間①及び②を含む4年4月から同年12月までの期間の保険料が未納とされていたとしても、申立人が、未納期間の途中の3か月分だけを納付して、それぞれ3か月と短期間であるその前後の申立期間①及び②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、昭和54年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続や国民年金の種別変更手続を複数回、適切に行っている。

さらに、申立期間①及び②当時の申立人の夫の標準報酬月額は、最高等級であったことが確認できることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付するための資力は十分にあったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで

私の父が、制度開始当初に私の国民年金の加入手続を行うとともに、昭和 38 年 5 月に私が結婚するまで保険料を納付していた。

国民年金保険料については、父が集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっている上、申立期間の前後を通じて申立人の住所などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の保険料は申立人の父が集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市には納付組織が実在し、集金人による保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 48 年 12 月に結婚して会社を退社した後、私の父親から国民年金に任意加入することを勧められたため、区役所で加入手続を行い、後日、送付されてきた納付書を使用して、区役所の窓口で保険料を納付していた。49 年 11 月に引っ越したことから、転居後の市役所で引き続き保険料を納付しようとしたところ、窓口の職員に、「保険料を納付していた時の証明になるものを持ってきてほしい。」と言われたことから、自宅に戻って領収書などを探したが見つからなかったため、納付しないまま子供の世話が落ち着いたところに、新たに同市役所で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 48 年 12 月に結婚して会社を退社した後、49 年 1 月ごろに区役所で国民年金の任意加入手続を行い、同年 11 月に転居するまで、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書を使用して区役所の窓口で納付したとしており、転居後、子供の世話が落ち着いたところに新たに国民年金の任意加入手続を行い、保険料の納付を再開したとする申立内容について、その記憶は具体的かつ鮮明であり、その主張には不自然さは認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和 50 年 1 月から同年 10 月までの未加入期間については、転居後の市役所で新たに国民年金の加入手続を行う前の

期間であり、保険料を納付していないことを記憶していることから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

加えて、申立人が昭和 49 年 1 月に任意加入の手続を行った後、納付していたとする 1 か月当たりの国民年金保険料額も、当時の保険料額とおおむね一致する。

その上、申立人は、申立期間以外の国民年金の加入期間の保険料をすべて納付しており、昭和 53 年 12 月からは口座振替を行っているとともに、任意加入被保険者から第 3 号被保険者への切替手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年6月までの期間及び54年7月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年6月まで  
② 昭和54年7月から56年12月まで

私の母親は、国民年金制度が始まった時、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、私の国民年金保険料を納付していた。昭和47年10月からは、私自身が保険料を納付していた。また、私は、現に申立期間②当時の領収書を所持しており、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は、国民年金制度発足時に国民年金に加入し、その後、申立期間①を含むすべての期間の保険料を納付しており、保険料の納付意識の極めて高かったその母親が、申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和55年9月まで申立人が居住していた市の集金人が発行した領収書を所持しており、同市で保険料を納付したとしているところ、申立人の所持する領収書は、印字が経年劣化し、記載内容の判別が困難であるが、その用紙は54年6月に印刷されたものである上、必要な項目が記入されていたと考えられ、現金取扱員名の欄には集金人の印鑑が押されていることが確認できることから、当時同市の集金人が保険料を受領して申立人に交付した領収書であると推認できることから、申立人が、同市に居住していた時期に国民年金保険料を納付することができる申立期間②のうち、54年7月から56年3月までの期間に

については、申立人が、保険料を納付していたものと考えても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人は、55 年 9 月に別の市へ転居しているため、転居前の市においては国民年金保険料を納付することはできない上、申立人の所持する国民年金手帳には、転居先の住所の記載がないなど、転居先で国民年金の住所変更手続を行った形跡が見受けられないことから、申立人が、同期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立期間②うち、昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 39 年 6 月までの期間及び 54 年 7 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの期間及び49年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から49年3月まで  
② 昭和49年7月から50年3月まで

私は、昭和41年当時、個人事業所でA職をしていたので、将来のことを考え、41年2月ごろ市役所で国民年金の任意加入手続を行った。

私は、国民年金に加入以来、2、3か月ごとに団地内の金融機関で国民年金保険料を欠かさず納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月に国民年金に任意加入して以降、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納している上、保険料を前納している期間及び付加保険料を納付している期間があるなど、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は、納付済みとされており、納付意欲の高かった申立人が、それぞれ9か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間①及び②当時の申立人の夫の標準報酬月額等の等級は上位であったことが確認できることから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するための資力は十分にあったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は、昭和36年ごろ区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、集金人ではなく、同出張所へ出向いて納付したことを憶えている。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の現在の国民年金手帳記号番号とは別に制度発足当初に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間について未加入期間とされているなど、行政側の記録管理上の不備が認められる。

また、申立期間は、申立人が国民年金への任意加入手続を行った直後の期間であり、任意加入の手続を行いながら、その後全く保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 2674

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

会社を退職し、昭和47年4月ごろ、区役所の職員に勧められ、妻が私と妻の国民年金の加入手続を行った。

国民年金の加入手続を行ったころ、妻が、私と妻の申立期間の保険料を、さかのぼって一緒に納付した。

妻は、私の分と一緒に国民年金に加入し、保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月ごろ、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月に夫婦連番で払い出されている上、申立人と申立人の妻の国民年金手帳は、共に同年4月に発行されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、夫婦が所持する申立期間直後の昭和47年度に係る領収書によると、夫婦が同一日に保険料を納付していることが確認できる上、その妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間以後、国民年金保険料を完納している上、国民年金の種別変更も適切に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年1月31日）及び資格取得日（26年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月31日から26年4月1日まで

私は、昭和23年12月から平成8年11月まで継続してA社で勤務したが、社会保険事務所に行った時、昭和25年1月31日から26年4月1日までの記録が無いことが分かった。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では、A社において昭和23年12月1日に厚生年金保険の資格を取得し、25年1月31日に資格を喪失後、26年4月1日に同社において再度資格を取得しており、25年1月から26年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録やA社が保管する労働者名簿等及び同社と複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

また、申立人が挙げた元同僚は、申立期間も厚生年金保険は継続しており、「申立人は、私が入社した時期と同じころに入社し、仕事内容も同じであった。入社時から同僚に住んでいたが、申立期間に会社を辞めた事実はない。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の昭和24年12月の記録から資格喪失前の4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業所による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年1月から26年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年4月2日から同年9月10日までの期間について、事業主は、同年4月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については3,500円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年4月2日から同年9月10日まで  
② 昭和32年7月から33年5月まで  
③ 昭和33年7月から36年5月まで

私は、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間①及び②について、A社（現在は、B社）及びC社（現在は、D社）に勤務していたが、厚生年金保険に加入していないことになっている。また、申立期間③については、社会保険庁の記録では、昭和36年6月1日に資格取得、同年7月2日に資格喪失となっているが、E社F事業所には、33年7月に入社してから36年7月まで継続して勤務していた。当時の職場において、同僚と共に撮った写真の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、資格取得日が昭和26年4月2日、資格喪失日が同年9月10日の被保険者記録（申立人と同姓同名で同じ生年月日）が確認できることから、同社の事業主は、申立人が、同年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月10日に喪失した旨の届出を社会保険事

務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から 3,500 円とすることが妥当である。

申立期間②については、同僚の証言から申立人は申立期間に C 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 34 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。また、当時の同僚からも同社における厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができなかった。

申立期間③については、同僚の証言及び申立人が提出した当時の事業所において同僚と共に撮った写真により、申立人は当該期間に E 社 F 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当時、C 社 D 事業所で勤務していた複数の同僚は、「当時は正社員としての募集はほとんど無く、最初は臨時社員として入社し、その後しばらくして正社員となる人が多かった。臨時社員であった期間は社会保険に未加入であった。」と供述している。

また、照会した全 8 名の同僚が、「入社後、臨時社員としての雇用期間があった。」と供述しており、臨時社員としての期間は、人により、「5 か月から 4 年 8 か月間であった。」と供述している。

なお、社会保険事務所が保管する E 社 F 事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が資格取得した昭和 36 年 6 月 1 日に同日に資格取得している者は、196 名であることが確認できるところ、同僚が「当時、一度に 200 余名を正社員として採用することはあり得ない。」、「当時、労働組合が臨時社員を正社員にするように要求した。」と供述していることから、E 社では、一定期間内に臨時社員として雇用していた者を同日に一括して資格取得させたことがうかがえる。

このほか、申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間における資格喪失日（昭和 53 年 9 月 1 日）及び資格取得日（54 年 3 月 21 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 53 年 9 月は 26 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 30 万円、54 年 1 月及び同年 2 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 3 月 21 日まで  
私は、昭和 46 年から平成 7 年までA社に継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているのは納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和 53 年 9 月 1 日に資格を喪失後、54 年 3 月 21 日に同社において再度資格を取得しており、53 年 9 月から 54 年 2 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社発行の退職金支給内訳書及び申立人が所持する給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について

ては、申立人が所持する給与明細書及びその保険料控除額から、昭和 53 年 9 月は 26 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 30 万円、54 年 1 月及び同年 2 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 9 月から 54 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年7月1日から同年10月31日までの期間について、A社B工場の事業主は、申立人が同年10月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日に係る記録を訂正し、23年7月から同年9月までの標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間のうち昭和23年10月31日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を23年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和30年5月31日から同年12月26日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC事務所（D部隊所属）における資格喪失日に係る記録を30年12月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月1日から同年11月1日まで  
② 昭和30年5月31日から同年12月26日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B工場に勤務した期間及びC事務所（D部隊所属）に勤務していた期間が抜けている。当時の給料明細書があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人が、昭和23年10月31日に資格を喪失した記載があることから、事業主は、同日に申立人が資格を喪失した届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、昭和23年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人の保管する給与明細書から、申立人はA社B工場に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年9月の社会保険事務所の記録から2,700円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明であり照会することができないが、事業主が資格喪失日を昭和23年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日として誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る同年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、管轄防衛施設事務所の保管する「じょうよう連合軍関係常備使用人登録票」及び申立人の保管する給与明細書から、申立人が当該期間にC事務所（D部隊所属）に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、申立人が保持していた給与明細書及び社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和30年5月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和51年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については32万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月31日から同年11月1日まで

私は、昭和51年7月1日から同年10月31日まで、A社に勤務しており、同年10月には、会社が業況不振に陥り、会社整理業務をした。

A社には他の会社の役員で紹介で入社し、会社は入社2か月ほどの間で急に破たんしてしまったので、全く人間関係を築くことができなかった。

定年が近くなった平成4年に、社会保険事務所にA社の厚生年金保険の加入期間について問い合わせ、初めて被保険者期間が1か月間しかないことが判明した。給与明細等を添付して調査依頼したが、この件については不明という回答しか得られなかった。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、昭和51年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の保管するA社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年10月31日の後の52年1月28日に、申立人が51年8月31日に資格を喪失した旨の処理がなされていることが確認できる。

また、申立人を除く71名についても、申立人と同様に、昭和52年1月

28日に、51年1月から同年10月の期間にさかのぼって資格喪失をしていることが確認できる。

さらに、これらの者の中には、当該被保険者名簿に記載された資格喪失日より後の標準報酬月額の時決定や随時改定の記録が取り消されている者が42名確認できる。

加えて、当該訂正処理前の記録、同僚及び申立人の供述から判断すると、昭和51年10月31日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和51年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日である同年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年7月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月26日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間における被保険者期間が欠落しているが、申立期間はA社から子会社のC社設立準備のため転勤した時期である。A社には昭和43年11月4日に入社以来48年2月20日に退職するまで継続して勤めていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事異動記録、同僚及び元上司の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年6月1日にA社から子会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年3月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明であるとしているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年4

月及び同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年9月18日に船員保険被保険者の資格を取得し、48年1月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、当該期間について船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和46年9月から47年12月までについて5万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月ごろから47年12月ごろまで

私は、友人と共に、A船籍のB船に機関員として乗船したが、社会保険庁の記録では、この期間が欠落している。当該期間を船員保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管するC社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できる。

また、同僚に照会したところ、C社には申立人と同姓同名の者はいなかった旨の供述があったことから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年9月18日に船員保険被保険者の資格を取得し、48年1月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の船員保険被保険者記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年8月1日）及び資格取得日（昭和54年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額は、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から54年10月1日まで

A社は、昭和43年に私が作った事業所で、平成9年まで継続して兄弟で経営しており、当該事業所を辞めていた期間は無かったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和43年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48年8月1日に資格を喪失後、54年10月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、取引先及び申立人の元妻は、「申立期間当時、申立人は勤務形態及び業務内容に変化は無く、A社に継続して勤務していた。」と供述している。

また、A社の事業主は、「申立人は、申立期間も同社に勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料を控除していたはずだ。」と供述している。

さらに、A社において、在籍期間中に被保険者記録が欠落している者は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所保管の被保険者原票の昭和48年8月1日の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難い上、6回にわたる申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、昭和48年8月から54年9月までの厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和27年1月16日から29年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を27年1月16日に、資格喪失日に係る記録を29年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から29年4月1日まで

私は昭和27年の正月が明けたころにA社に入社し、29年3月末日まで勤めていたが、その期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所の保管する申立人に係る失業保険離職者票、申立人の同僚の証言及び申立人の申立期間当時についての詳細な記憶から、申立人が昭和27年1月16日から29年2月1日までの期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険庁の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所のほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、昭和27年1月16日から29年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の当該期間に係る標準報酬月額が 6,000 円であることから、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 1 月から 29 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 29 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、事業所が所持していた申立人の失業保険離職者票から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できない上、このほか当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料が事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 29 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月 5 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社における資格取得日の記録を 38 年 1 月 5 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 16 日から同年 7 月 31 日まで  
② 昭和 38 年 1 月 5 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 社に勤務した申立期間①が未加入となっていたが、同社には、クリーニングの免許を持っていたので、昭和 36 年に郷里から出てきてすぐに就職し同年 3 月から同年 7 月まで勤務していた。自分は、厚生年金保険に加入していたと思う。当該期間を加入期間として認めてほしい。

また、B 社の加入記録が、昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 1 月 30 日までになっているが、同社には 38 年 1 月から勤務しているので、申立期間②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社における勤務状況の詳細な記憶及び当時の従業員の証言から、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことが認められる。

また、B 社の複数の従業員に確認したところ、「従業員はすべて社員として雇用されている。」「同社での勤務内容は外交であったが、社会保険をはじめ福利厚生が充実していたので入社した。」との証言があり、試用期間があったと回答している者もない。

さらに、複数の同僚から聴取したところ、「入社と同時期に厚生年金保

険に加入している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和38年8月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、事業主の妻は当時の資料が確認できないため不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和38年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、当時A社に勤務し厚生年金保険被保険者として記録のある従業員が、「当該事業所には試用期間があった。」及び「当該事業所は、従業員の出入りが激しかったために入社してもすぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しているところから、短期間の勤務であった申立人に対しては、事業主は、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、給与から保険料を控除していないと考えるのが自然である。

また、申立人は給与明細書や源泉徴収票などの保険料控除が確認できる資料は保管していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成2年10月から3年2月までは15万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年4月8日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年3月31日まで  
② 平成3年3月31日から4年4月8日まで

私がA社に勤めていた期間のうち、平成2年10月1日から3年3月31日までの期間について、標準報酬月額が6万8,000円に訂正されていると社会保険事務所から説明を受けた。

さらに、A社を辞めたのは同僚のB氏と同じ4年7月31日である。当時の月給は15万円だったので、正しい標準報酬月額と資格喪失日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社は平成4年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日後の同年4月8日に、当初、15万円と記録されていた申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が8万円に引き下げられた上、同年3月31日に申立人が資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人を除く12名についても申立人と同様の処理が行われているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見

当たらない。

さらに、申立人が同時期に退職したとしている同僚は、「申立人は私と同時期に退職したと思う。」と供述しているところ、当該同僚の雇用保険の記録におけるA社の離職日は平成4年7月31日であることから、申立人は申立期間②に、同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、また、申立人の申立期間②の資格喪失日の届出処理についても、平成3年3月31日に資格を喪失した旨の届出は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人に係る資格喪失処理を行った4年4月8日であると認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から6年4月30日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成4年6月1日から6年4月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が8万円となっているが、申立期間の給与は約50万円であった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年4月30日以降の同年7月7日に8万円に引き下げされている上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点で被保険者であった10名のうち、申立人以外の2名についても標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人はA社の登記簿謄本により申立期間当時は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元代表取締役は、「申立人は、プログラマーとしてコンピューター開発の仕事に従事しており、社会保険事務を含めた経理及び会社経営には全くかかわっていない。すべて自分が行った。」と証言していることから、申立人は、当該訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、50万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年5月から7年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から9年1月13日まで  
社会保険庁の記録では、標準報酬月額が平成5年5月から6年10月までが8万円、同年11月から8年12月までは9万2,000円となっているが、申立期間はA社の代表取締役及び取引主任として月給70万円はもらっていた。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間のうち平成5年5月から7年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人の平成6年7月からの標準報酬月額が7年4月24日付けでさかのぼって引き下げられており、同様の訂正が他の役員にも行われていることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年1月13日以降の同年1月14日に、5年5月から6年6月までの期間に係る標準報酬月額の記録が訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及<sup>そきゅう</sup>により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、もう一人の代表取締役は「申立期間当時、社会保険料の滞納があった。そのことで、経理担当者と社会保険事務所を訪問した。」と供述している。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本によれば、申立人は、その元夫と共に

代表取締役であったが、経理担当者は「申立人は、本社勤務ではなく、B県のゴルフ場で勤務しており、本社で見かけたことはほとんど無い。社会保険事務も担当していなかった。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち平成5年5月から7年9月までの期間の標準報酬月額について、7年4月24日及び9年1月14日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと<sup>そきゅう</sup>は考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、二度にわたる当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年5月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち平成7年10月から8年12月までの期間については、社会保険事務所の記録によると訂正は行われておらず、記録どおりの額で算定基礎届が出されていることが確認できる。

また、申立人の当該期間の給与額及び保険料控除額を確認できる賃金台帳、給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年12月から8年9月までは44万円に、8年10月は41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から8年11月18日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成7年12月から8年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額が44万円から9万2,000円に訂正され、同年10月の標準報酬月額が41万円から9万2,000円に訂正されている。当時の給料は約44万円程度だったので、標準報酬月額を元の金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提供された預金通帳により、平成7年12月から8年10月までの給与額は、少なくとも40万円前後であることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年12月から8年9月までについては44万円、8年10月については41万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月1日）の後の同年4月3日付けで、さかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者19人中申立人を除く17人についても、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標

準報酬月額は、平成7年12月から8年9月までは44万円に訂正し、8年10月は41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から13年4月12日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬が30万円であったにもかかわらず、後になって、14万2,000円に訂正されている。平成13年に事業をやめた際、代表取締役であった夫が厚生年金保険料のことで社会保険事務所に行ったことは後で聞いたが、私は、社会保険の手続や経理には関与しておらず、厚生年金保険料に未納があったことも知らなかったため、標準報酬月額を元の金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は30万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年4月12日）の後の同年5月16日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額が14万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人はA社の取締役であったが、当該事業所で経理を担当していた元従業員は、「社会保険の手続は代表取締役の妹（取締役）が担当していた。」と証言している上、同社の代表取締役も「自分一人で社会保険事務所に行き、未納となっている厚生年金保険料について職員と相談した。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額につい

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年12月から4年9月までは38万円、4年10月から5年9月までは36万円、5年10月は34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年11月30日まで  
社会保険庁の記録では、私の申立期間の標準報酬月額が8万円となっているが当時は30万円から40万円ぐらいの役員報酬を受け取っていた。標準報酬月額が下げられたことは、社会保険事務所に行き初めて知った。私は、社会保険事務所にさかのぼって標準報酬月額を下げる届出をしたことはないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から4年9月までは38万円、4年10月から5年9月までは36万円、5年10月は34万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年11月30日以降の同年12月17日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって8万円に引き下げられていることが社会保険庁のオンライン記録で確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人が申立期間に二人いた代表取締役のうち一人であったことが確認できるが、もう一人の代表取締役は、「私が管轄社会保険事務所からA社の厚生年金保険料の滞納を理由に呼び出され、標準報酬月額の引き下げによって保険料も下げることができ

るとの話があったが、申立人はその経緯について一切知らない。」旨の供述をしている。

さらに、監査役は、「申立人ではないもう一人の代表取締役が会社経営を行っていた。」と供述していることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年12月から4年9月までは38万円、4年10月から5年9月までは36万円、5年10月は34万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成16年4月から17年7月までは62万円に訂正することが必要である。

また、申立人は平成17年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を17年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年4月21日から17年8月26日まで  
② 平成17年8月26日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録では、平成16年4月21日から17年8月26日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、申立期間の標準報酬月額は62万円であったはずであるので、記録を訂正してほしい。

また、平成17年9月の給与明細書により、同年8月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、同年8月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたが、申立人のA社における資格喪失日である平成17年8月26日の後の18年1月10日に、9万8,000円に29等級引き下げられていることが確認できる上、当時取締役であった1名も、申立人と同様に、標準報酬月額が引き下げら

れていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのようなさかのぼった訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人から提出された給与明細書及び確定申告書等から、申立人は、62万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、社会保険事務所の保管する滞納処分票によると、申立期間当時、A社は社会保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と同社の経理担当取締役が頻繁に協議をしていることが確認できる上、事業主及び当該経理担当取締役は、「当時、同社は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所から督促を受けていて、標準報酬月額をさかのぼって引き下げた。」旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録及び申立人が所持する平成17年9月の給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人の同社に係る資格喪失日を同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の厚生年金保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が平成17年8月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成8年12月から9年9月までは38万円、9年10月から同年12月までは20万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成9年10月から同年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月1日から9年10月1日まで  
② 平成9年10月1日から10年1月31日まで

平成8年12月1日から10年1月31日までA社に勤務した。当時、38万円の給与をもらっていたのに、社会保険事務所の記録では標準報酬月額が20万円又は9万8,000円になっている。平成9年分給与所得源泉徴収簿（写）があるので申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、申立人が主張する38万円と記録されていたところ、平成9年9月5日付けで、20万円に訂正されていることが確認できる。

一方、平成9年分給与所得源泉徴収簿（写）から、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額による厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていることが確認できる上、A社の関連会社の従業員から、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していた旨の供述があった。

また、A社において、申立人以外の5名についても、申立人同様に<sup>そきゅう</sup>遡及して標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の減額訂正が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所においてこのように<sup>そきゅう</sup>遡及して記録訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当該期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（10年1月31日）の後の同年3月6日に、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所においてこのように<sup>そきゅう</sup>遡及して記録訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、平成9年分給与所得源泉徴収簿（写）から、申立人は、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る平成9年10月の定時決定届及び10年3月6日付けのさかのぼった標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の訂正届のいずれの機会においても、社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額（38万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和23年12月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,800円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月28日から24年2月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和23年12月28日から24年2月1日までの期間について、空白期間があることが判明した。

私は、昭和19年9月にB社に入社してから58年2月にC社を定年退職するまでの期間、財閥解体による会社分割や社名変更があったが、その間、一時も欠けることなく継続して勤務したので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和23年12月28日にB社からA社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年2月の社会保険事務所の記録から、7,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は関係部署ですべて廃棄されており提供はできないが、事業所作成の個人記録表から申立期間

の在籍が確認でき、A社で社会保険料を納付していると考えられると主張するが、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は55万円、同年12月17日は55万円、16年8月10日は55万円、同年12月15日は60万円、17年8月10日は55万円、同年12月20日は50万円、18年8月8日は52万円、同年12月20日は52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日  
② 平成15年12月17日  
③ 平成16年8月10日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年8月10日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年8月8日  
⑧ 平成18年12月20日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録が欠落しているため、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年8月11日は55万円、同年12月17日は55万円、16年8月10日は55万円、同年12月15日は60万円、17年8月10日は55万円、同年12月20日は50万円、18年8

月 8 日は 52 万円、同年 12 月 20 日は 52 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、8 回にわたる賞与支払届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、16万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が平成 5 年 8 月から 8 万円となっている。当時の我が家の生活を考えると給与がそんなに少なかったはずがない。適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 16 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日 (平成 5 年 10 月 31 日) の後の 6 年 3 月 7 日付けで、8 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか 1 名についても標準報酬月額の引下げが行われているが、社会保険事務所において、このような遡<sup>そきゅう</sup>及訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 16 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年11月から8年3月までは59万円に、8年4月から同年9月までは56万円に、9年5月から同年9月までは50万円に、9年10月から10年3月までは53万円に、10年4月から11年12月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月1日から8年10月23日まで  
② 平成9年5月1日から12年1月31日まで

A社勤務時は、平成7年11月から資格喪失の8年10月まで、標準報酬月額が11万円となっているが、実際は当時およそ月60万円の報酬を得ていた。また、B社勤務時は、資格取得時の9年5月から資格喪失の12年1月まで、標準報酬月額が9万2,000円となっているが、やはり実際は当時およそ月60万円の報酬を得ていたため、これに見合う標準報酬月額に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が取締役を務めていたA社では、社会保険庁の記録によると、平成8年10月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年11月6日に、申立人の標準報酬月額が、7年11月から8年3月までは59万円から11万円に、8年4月から同年9月までは56万円から11万円に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人によると、A社において申立人は、社会保険関係の担当役員を務めており、当時、社会保険料の滞納があったため、社長の指示により社会保険事務所と協議の上、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及減額訂正の届出を行っ

たととしている。

しかし、当時の取締役及び従業員等関係者によると、「A社の代表取締役は一手に権力を掌握しており、役員といえどもその指示に反対することは難しかった。」との供述があり、この証言は申立人の供述と一致することから、申立人が当該減額処理について、権限を有していたとは考え難い。

申立期間②について、申立人が取締役を務めていたB社では、社会保険庁の記録によると、平成12年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年2月4日に、申立人の標準報酬月額が、9年5月から同年9月までが50万円から9万2,000円に、同年10月から10年3月までが53万円から9万2,000円に、同年4月から11年12月までは59万円から9万2,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、B社においても、当時、社会保険関係の担当職にあり、社会保険事務所との窓口になっていたと述べており、社会保険事務所の担当職員から滞納額の減額について指導を受け、代表取締役からも協力を要請され、やむを得ず標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正に同意したと述べている。

しかしながら、上記の代表取締役とは別の代表取締役であった者からは、「申立人は、その代表取締役からの指示に対し反対できる立場ではなく、ただその指示に従うほか無かったため、その責は無い。」との供述があり、この証言は申立人の供述と一致することから、申立人が当該減額処理について、権限を有していたと考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、平成7年11月から8年3月までは59万円に、8年4月から同年9月までは56万円に、申立期間②に係る標準報酬月額は、9年5月から同年9月までは50万円に、9年10月から10年3月までは53万円に、10年4月から11年12月までは59万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和27年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月2日から同年11月1日まで  
私は、昭和20年4月21日から58年3月2日に定年退職するまで、A社に一貫して勤務した。社会保険庁の記録では昭和27年9月3日付けでB工場からC工場に転勤した際の1か月が空白期間となっている。入社から退職するまでの期間の在職証明書を発行してもらっており、申立期間も継続して勤務していたことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業所から提供された在職証明書及び人事異動辞令原簿の写しから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和27年9月3日にA社B工場から同社C工場（昭和27年11月1日新規適用）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 1504

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月21日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録によると、昭和48年8月21日から同年9月1日までの期間における被保険者記録が欠落しているが、A社B製作所には同年8月21日に同社C工場から53年3月21日にD社に転勤になるまでの間、継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所からの回答、雇用保険の記録及び申立人から提出のあった給与支給明細書から、申立人はA社に継続して勤務し（社会保険上は昭和48年8月21日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和48年9月の社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無い「納付したかは不明」としており、このほかに申立期間に係る保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 1505

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 3 月 31 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 6,000 円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 3 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

私は、昭和 23 年 8 月に A 会が解散するまで同会に勤務し、同年 8 月に B 会が発足したとき、引き続き当該連合会に 25 年 3 月まで勤務したが、B 会 C 支所に勤務した当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となり、厚生年金保険に加入したはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する B 会 C 支所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日及び年金手帳記号番号が同じ者（以下「D 氏」という。）が昭和 24 年 9 月 1 日に資格取得し、25 年 3 月 31 日に資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、前述の D 氏の被保険者記録は申立人のものと認められ、申立人が昭和 24 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 25 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の D 氏の被保険者記録により、6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年1月から6年9月までの期間は53万円、6年10月から7年1月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年2月28日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成5年1月から6年10月までの期間の標準報酬月額が8万円に、同年11月から7年1月までの期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、当時の給与明細書では記録訂正される前の標準報酬月額の保険料が控除されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、当初、平成5年1月から6年9月までの期間は53万円、6年10月から7年1月までの期間は50万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成7年2月28日）の後の7年3月7日付けで、5年1月から6年10月までの期間は8万円に、同年11月から7年1月までの期間は9万2,000円引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く役員5名についても、申立人と同様に、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人から提出のあった申立期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、当該訂正処理前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、閉鎖登記簿謄本から申立人は当該訂正処理日前の平成7年2月

27 日まではA社の取締役であったことは確認できるが、同僚は、「申立人の業務内容は現場での責任者であった。」と述べている上、申立期間当時の同社の代表取締役は「申立人は現場責任者で経営には参画していなかった。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年1月から6年9月までの期間は53万円、6年10月から7年1月までの期間は50万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月1日から45年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を44年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月29日から45年1月5日まで

C社D営業所の業務及び人員が、A社に引き継がれることになり、厚生年金保険の記録も当然継続しているものと思っていたが、ねんきん特別便で私の記録に3か月間の欠落があることを知った。調査して、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった辞令及び失業保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる(昭和44年10月6日に現業社員として採用され、同年11月1日に班長を命じられた)。

また、申立人と同じく、昭和44年10月6日にA社に採用され、同年11月1日に班長を任命された4名の同僚は、同年11月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人は、申立期間のうち、同年11月及び同年12月の保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和44年11月及び同年12月の標準報酬月額については、C社D営業所からA社に移った同僚の同年11月1日からの標準報酬月額と同額の4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、B社は、資格取得日について、昭和44年11月1日として届け出るべきところを、45年1月5日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年11月及び同年12月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年10月29日から同年11月1日までの期間については、同僚及び申立人の供述から継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と同様にC社D営業所からA社に移った同僚7名の同社での被保険者資格の取得日は同年11月1日となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和44年10月29日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和24年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月2日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間における被保険者期間が欠落している。当時は、勤務していた支店の移転があったころで、開店準備のため休まず勤務しており、保険料は、通常どおり天引きされていたと思う。

A社には、昭和20年10月1日に入社以来58年10月11日に退職するまで継続して勤めていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した社員カード、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間について、同社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の被保険者名簿では、申立人は昭和24年5月23日にA社C支店における被保険者資格を喪失（社会保険庁のオンライン記録上は昭和24年5月2日資格喪失となっている）し、同年6月1日に移転後の同支店において被保険者資格を取得し、申立期間の被保険者記録が無い。しかし、申立期間当時、総務・給与関係の責任者であった元社員は、「当時は支店を移転した時期であり、開店準備で忙しかったが、通常どおり給与から保険料を天引きしていたと思う。1か月だけ控除しないことは

考えられない。」と証言しており、また、複数の同僚は「申立期間も通常どおり給料から保険料は、差し引かれていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する被保険者名簿に記載されている申立人に係る昭和 24 年 5 月 1 日付けの随時改定の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社C支店は昭和 24 年 5 月 22 日に事業所移転のため、厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年 6 月 1 日に移転後の所在地で、再び適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社同支店が適用事業所でなくなった同年 5 月 22 日には 16 名の被保険者が存在する上、その後、再び、適用事業所となった同年 6 月 1 日に、申立人を含む 14 名が被保険者資格を取得していることが確認できることから、同支店は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和58年4月から62年2月までの期間は32万円、62年3月から平成2年12月までの期間は34万円、3年1月から4年9月までの期間は28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月1日から平成4年10月1日まで  
社会保険庁の記録では、昭和58年4月から平成4年9月に係る標準報酬月額が18万円から22万円となっているが、それ以上の報酬額が支給されていたことが当時の給与明細書で確認できるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額から、昭和58年4月から62年2月までの期間は32万円、62年3月から平成2年12月までの期間は34万円、3年1月から4年9月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の申立期間に係る保険料の納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見

合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川厚生年金 事案 1510

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年9月1日から36年4月1日まで

社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間の年金記録がないと言われたが、昭和29年に入社してからA社及び関連会社に継続して勤務していた。51年12月31日に退社するまで、病気等で長期欠勤をした心当たりもないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続勤務し（昭和36年4月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和35年8月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 1511

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 6 年 6 月 30 日まで

私は、申立期間当時、A社のB事務所に勤務し、営業の仕事をしていました。社会保険庁の記録では、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。標準報酬月額が変更されているのは納得できないので正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年6月30日以降の同年7月27日に、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の26名についても、さかのぼって標準報酬月額の減額処理がなされているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同僚3名は、「申立人は、営業担当役員であり、社会保険に関する権限は無かった。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である、53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から同年9月20日まで

社会保険庁の記録では、平成4年2月21日から同年9月20日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、申立期間の給与は50万円であったはずであるので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人のA社における資格喪失日である平成4年9月20日の後の同年11月6日に、さかのぼって53万円から9万2,000円へ引き下げられた後、同年11月9日に、再びさかのぼって9万2,000円から9万8,000円へ引き上げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、代表取締役は「申立期間当時、社会保険料を滞納して、申立人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正した。」と証言している。

さらに、代表取締役及び取締役は、申立人は、部長職であり、当該訂正処理について、知り得る立場になかったと証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 2 月 21 日まで  
社会保険庁の記録によれば、A社における標準報酬月額が、平成 2 年 10 月から 3 年 8 月までは 47 万円、同年 9 月から 4 年 1 月までは 8 万円となっているが、当時の給与月額は約 60 万円であるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 3 月 31 日以降の同年 5 月 2 日に、申立人の標準報酬月額が、2 年 10 月から 3 年 8 月までは 53 万円から 47 万円へ、同年 9 月から 4 年 1 月までは 53 万円から 8 万円へさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書及び同僚の証言により、申立人は申立期間当時、同社の役員ではなかったことが確認でき、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年1月17日まで  
平成7年11月からの標準報酬月額が、A社の退職後に、さかのぼって41万円から9万2,000円に引き下げられているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成8年10月15日）の後の同年10月30日付けで、遡<sup>そきゅう</sup>及して9万2,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に26名の従業員についても標準報酬月額が訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である41万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月20日から同年12月4日まで

私は、A社（現在は、B社）C支店から昭和42年11月20日に同社D支店開設準備のため異動したが、社会保険庁の加入記録は同年11月20日に厚生年金保険の資格を喪失、同年12月4日に資格を取得している。1か月の欠落があり継続して勤務しているので調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の雇用保険加入記録、B社から提出された職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年11月にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店は昭和42年12月4日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社C支店において引き続き有すべきものである。

一方、A社他支店から同社D支店に異動した同僚9名のうち、2名はE支店からの異動で、被保険者記録照会回答票から昭和42年12月4日資格喪失となっていることが確認でき、在籍期間を同年12月4日までとし、同日、D支店に資格取得の届出を行う取扱いをしていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川国民年金 事案 2675

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 58 年 6 月まで

私は、昭和 50 年 3 月ごろ、長女の保育園の入園手続きの際に、担当者から保育園に入園するには国民年金の加入が必要であると言われたので、すぐに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行った。その際に、窓口の担当者から、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付するように言われたので、48 年 4 月までさかのぼって保険料を納付した。その後、毎月、郵便局又は信用金庫の支店で保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月ごろに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、その後、59 年 6 月に転居した以降に、現在所持している年金手帳が送付されてきたとしているが、加入手続き後 9 年以上経ってから、年金手帳が送付されたとは考えにくい。

また、前述の年金手帳の記号番号は、昭和 60 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが、払出簿から確認でき、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 2676

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 58 年 6 月まで

私の妻は、昭和 50 年 3 月ごろ、長女の保育園の入園手続きの際に、担当者から保育園に入園するには国民年金の加入が必要であると言われたので、すぐに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行った。その際に、窓口の担当者から、2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付するように言われたので、48 年 4 月までさかのぼって保険料を納付した。その後、毎月、郵便局又は信用金庫の支店で保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和 50 年 3 月ごろに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、その後、59 年 6 月に転居した以降に、現在所持している年金手帳が送付されてきたとしているが、加入手続き後 9 年以上経ってから、年金手帳が送付されたとは考えにくい。

また、前述の年金手帳の記号番号は、昭和 60 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが、払出簿から確認でき、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 2677

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 46 年 3 月まで

既に他界している私の父親が、国民年金の加入手続を行い、私が二十歳の時から国民年金保険料を納付していたと理解していた。当時の領収書など紛失して手元にないが、父親から国民年金に加入して保険料を納付していたと聞かされていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の父親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持する申立人の父親から渡されたとする国民年金手帳は、昭和 46 年 6 月に発行されていることが確認できるが、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は申立期間から国民年金手帳が発行された時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から45年2月までの期間及び45年10月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から45年2月まで  
② 昭和45年10月から48年9月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和39年に私の母親が行い、申立期間の国民年金保険料は母親が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の母親が、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も既に他界しているため、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確であり、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の弟も、申立人同様、申立期間後の48年10月からの納付記録となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 2679

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から43年12月まで

私は、昭和37年春ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、結婚するまでは母親に金銭を渡して納付して貰い、結婚してからは私が3か月ごとに郵便局や銀行で納付してきた。43年10月に引っ越してから半年も経過してから、加入手続を行い、保険料を納付し始めたことはないので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年春ごろに市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金に加入したとする時期に、申立人は厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年3月に払い出されている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人が結婚するまでは申立人の母親が納付し、結婚後は、申立人が郵便局や銀行で納付してきたと主張しているが、申立期間の一部の保険料を納付したとする母親は、既に他界しているため、当時の国民年金保険料の納付状況は不明であり、かつ、申立人は申立期間の途中で転居しているが、申立期間当時は、転居前後のいずれの住所地でも金融機関では保険料の収納を行っていなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年12月まで

私は、昭和49年2月に会社に就職したが、その後も市役所から納付書が届いたため、信用金庫で国民年金保険料を納付した。ねんきん特別便が届き、厚生年金保険加入中に保険料を納付していたことが分かったため、社会保険事務所で相談したところ、保険料は還付済みであると説明された。保険料の還付手続を行った記憶はなく、保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、一部の期間について領収書もあることから、確かに納付していたことはうかがえるものの、申立期間は厚生年金保険に加入中の期間であり、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて、不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳には、国民年金保険料の還付期間、還付金額及び還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 60 年ごろ、市役所から、15 年間分の国民年金保険料が未納となっているとの連絡があったので、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。その当時は、店を経営していたので、毎日、信用金庫の職員が店の売上げを集金に来ていた。その職員が来た時、2 回又は 3 回に分けて国民年金保険料を納付したことを憶えている。結婚後、夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間について、2 回又は 3 回に分けて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その当時、特例納付は実施されていない上、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間について、何か月ずつ国民年金保険料を納付していたのか憶えていない上、納付したとする保険料額も分からないと述べるなど、保険料を納付した際の状況についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年9月までの期間、60年1月から平成2年12月までの期間、3年5月から同年11月までの期間、4年2月から5年11月までの期間及び6年1月から15年4月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年9月まで  
② 昭和60年1月から平成2年12月まで  
③ 平成3年5月から3年11月まで  
④ 平成4年2月から5年11月まで  
⑤ 平成6年1月から15年4月まで

私は、昭和51年ごろ、区役所から国民年金保険料の免除申請をすることができる旨の説明を受け、昭和51年度の保険料について申請手続きを行った。その際、免除制度について、担当者から、「国民年金保険料の申請免除は、一度申請して認められれば、それ以降は手続きをしなくても一生免除が続きます。」との説明を受けていた。

このため、昭和51年度の保険料を免除されてから2年後と3年後に、免除記録を確認したところ、52年度と53年度も免除が続いていたので、その後の申請は不要と思い、54年度以降の申請手続きをしないうちのところ、54年度と55年度の2年間を加えた計5年間が免除となっていた。

しかし、56年度以降の申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の申請免除制度について、昭和51年ごろ、区役所の担当者から、「一度申請して認められれば、それ以降は手続きをしなくても一生免除が続きます。」との説明を受けたと主張しているが、当時の申

請免除制度は、被保険者から保険料の免除申請が行われた場合、市区町村から管轄社会保険事務所に申請書が送付され、同事務所がその審査を行い、期間を区切って承認又は却下を決定し、被保険者及び市区町村に通知することとされており、今回、当委員会が関係行政機関を調査した結果においても、申立人が当時居住していた地域では、申請免除の承認期間を最大3年間と区切っていたことが確認でき、一度の免除承認により3年間を超えて免除されていた実態は認められないことから、申立人の主張は誤認によるものと考えられる。

また、申立人が、「昭和51年度の保険料が免除された後に、申請手続きを行っていなかったが、52年度と53年度も免除が続いていたので、54年度以降の申請手続きをしないでいたところ、54年度と55年度の2年間を加えた計5年間が免除となっていた。」旨主張している点について、前述したとおり、申立人が当時居住していた地域においては、申請免除の承認期間を最大3年間としていたことから、申立人は、最初に免除申請を行った際に、1年度から53年度までの3年間の免除承認を受けていたものと推認できる上、54年度と55年度の2年間の免除については、申立人の妻も同期間が申請免除となっていることが確認でき、当時、夫婦二人分の免除申請が行われた可能性があることから、一度の免除承認により5年間の免除が行われたものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所は、昭和56年7月に、申立人及びその妻が不在者であることを決定しており、これは申立人から住所変更の届出が適切に行われていなかったことによるものと考えられ、このため、区役所及び社会保険事務所から申立人への連絡が不可能となり、申立人から免除申請が行われなかったことから、昭和56年度以降の国民年金保険料は免除されなかったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な免除を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から63年2月まで

私は、昭和60年12月に会社退職後、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、納付書に現金を添えて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年12月に会社退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年3月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 2684

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から52年2月まで

私が20歳になった時に、父親が私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、父親が家族三人分の保険料を自治会の収納組織の集金人に一緒に納付しており、私の学生時代の保険料についても、父親が市役所でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人が20歳になったところに、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年3月14日が資格取得日とされていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

私は、平成3年3月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後に送付されてきた納付書に現金を添えて、夫婦二人分を一緒に市役所で納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月に国民年金の加入手続を行い、後日送付されてきた納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、その妻についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人が厚生年金保険及び共済年金に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 2686 (事案 123 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

前は、昭和 57 年度の国民年金保険料を前納したが、厚生年金保険と重複加入となった昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を還付してもらいたいということで申立てを行った。

その後、平成 12 年 12 月 19 日時点の社会保険庁の記録によれば、重複して納めた昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料のうち、58 年 1 月から同年 3 月までの保険料が、57 年 9 月の厚生年金保険料に振り替えられたらしく、その結果、同年 9 月の国民年金保険料が平成 19 年 12 月 4 日に還付されたことが分かった。

したがって、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、解決済みだと思ふ。重複して納めた保険料のうち、57 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、申立期間当時、居住していた市に保管されている国民年金保険料検認記録簿及び特殊台帳によると、申立人の昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料は、各期ごとに納付されていたことが確認でき、1 年分の保険料を前納していたとする申立人の主張には矛盾が認められるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として、新たに雇用保険受給資格者証及び再申立てを行うに至った経緯等について書かれた詳細なメモを提出したが、これらの資料では保険料納付を示す記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 2687

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 50 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 50 年 8 月まで

私は、厚生年金保険適用の会社を退職して出産後、国民年金へ加入しようと考え、自宅に市の担当者に来てもらい加入手続をした。その際、1 か月であっても未納が生じないように何か月分かをさかのぼって納付したと記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した際に、さかのぼって保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳等から、申立人は、昭和 50 年 9 月に国民年金に任意加入したことが確認でき、任意加入の場合には、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができない上、申立期間当時、申立人は同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 9 月に結婚し、時期ははっきりと憶えていないが、結婚から 1 年以内のうちに、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行った。加入当時、妻が集金人に勧められて私の保険料を 2 年分さかのぼって納付しており、加入手続後は、自宅に来るようになった集金人に、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、その時に申立人の国民年金保険料を 2 年分さかのぼって納付し、その後は保険料を集金人に納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の妻も、国民年金の加入手続の時期や保険料の納付時期、納付金額等に係る記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の記録から、昭和 51 年 5 月ごろと推認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年5月までの期間、平成7年7月、平成9年4月から同年5月までの期間及び平成10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年5月まで  
② 平成7年7月  
③ 平成9年4月から同年5月まで  
④ 平成10年4月

私は平成6年に会社を退職した時に、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、納付書が届くようになったのでコンビニエンスストアか銀行で納付していた。その後、何度か転職したが、その都度手続きに行き、未納期間がないように国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年に会社を退職した時に、区役所で国民年金の加入手続を行い、その後も転職の都度、種別変更手続きを適切に行い、国民年金保険料については、コンビニエンスストアか金融機関で納付していたはずであると主張しているが、申立人の記録では、平成10年、13年及び14年に第1号・第3号被保険者取得勧奨が行われており、13年には未加入期間国年適用勧奨も行われていることが確認できることから、転職の都度、種別変更手続きを適切に行っていたとする申立内容と一致しない。

また、申立人が厚生年金保険及び共済年金に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人の記録では、平成13年10月及び20年10月に申立期間①から④までの国民年金被保険者資格の追加が行われていることが確認できることから、申立期間①から④までについては、当時未加入期間であり、国民年金の

加入手続は行われていなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私は、昭和36年ごろに自宅に来た市職員に国民年金の加入を勧められ、後日、市役所で加入手続を行った。国民年金保険料については、市役所の年金窓口で毎年1年分を一度に納付しており、その際に領収書をもらい手帳に貼っていたと思う。加入手続後の保険料はすべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳に係る記憶が不明確である上、申立人が加入当初に納付していたとする保険料額は、納付済みとされている44年1月以降の保険料額と一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年3月に払い出されていることが確認でき、当時、申立人の資格取得日は44年1月20日とされていたことから、その時点では、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年3月まで

私の国民年金の加入手続については、国民年金には当然に加入すべきものと認識していた母親が行った。国民年金保険料についても、母親が母親の保険料と共に納付してくれていたはずである。町内会の人が、一軒ずつ回って集め、自治会長宅へ持って行っていたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとしているところ、申立人自身は当該手続等に直接関与しておらず、その母親は高齢により記憶が定かでなく、ほかに申立期間について保険料を納付していたことを証言する者も存在しないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の具体的納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の妹と共に連番で払い出されていることが確認でき、加入手続日は、前後の任意加入者の記録から昭和52年3月31日から同年4月1日の間と推認され、加入手続を行った時点では、申立期間の大半が時効により国民年金保険料を納付できない上、申立期間のうち過年度納付又は特例納付が可能であった期間において、申立期間の保険料がさかのぼって納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人と同時期に加入したその妹は、同年3月まで厚生年金保険に加入していたことから、同年4月から国民年金保険料を納付済みとなっているが、申立人は、50年4月までさかのぼって過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記

号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 5 月に結婚後しばらくして、自宅に来た区の職員から国民年金の加入を勧められたので、その場で夫婦二人分の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 5 月に夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の記録から、42 年 5 月と推認できるが、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 6 月まで

私は、昭和 36 年 3 月ごろ、母親に勧められて、地域の村長の自宅で国民年金の加入手続を行った。その後、私の家族又は従姉などが、私の国民年金保険料を納付していたと思う。私は、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したのは、申立人の家族又は従姉などだと思うが、はっきりしないとしているなど、申立期間の保険料の納付状況が不明確であり、申立人の母親、弟及び従姉は、既に他界している等のため、関係者からの証言も得ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の資格取得日から、申立人が昭和 48 年 10 月又は同年 11 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1516

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 39 年 1 月 27 日まで  
昭和 38 年 1 月から 39 年 10 月まで A 社で勤務していたが、38 年 1 月から 39 年 1 月まで厚生年金保険の記録が欠落しているため被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の一部について A 社に勤務していたことは、元同僚の証言及び同社での行事を詳細に記憶していることから推認できる。

しかし、申立人は、「A 社の前に勤務していた会社を昭和 37 年 12 月ごろに退職し、その後、6 か月間失業保険を受給していた。」と供述していることから、申立人は 38 年 5 月又は 6 月ごろまでは同社に勤務していなかったと考えられる。

また、申立期間当時に A 社で総務担当をしていた者は、「同社は各人により期間が異なるものの、試用期間があった。私も 3 か月くらいの試用期間があった。」と供述をしている。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月19日から25年3月27日まで  
② 昭和25年6月1日から32年7月20日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるという回答をもらった。

私は、脱退手当金を受給した記憶は無く、さらに支給されたとする額が40万円もの金額であることもおかしいと思うので調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年7月20日の前後2年以内に資格喪失した者49名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、44名について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち38名が資格喪失日から8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が多数見受けられるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和32年11月25日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人はオンライン上の脱退手当金の支給額が通常より高額であることから脱退手当金の支給記録が納得できない旨を主張しているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている支給額と法定支給額

は一致していることから、オンラインに支給額を入力する際に、同台帳の「支給金額欄」にはみ出して記載された「平均標準報酬月額欄」の数字も加えて入力されたことがうかがえ、これにより、オンライン記録上には一桁大きい誤った支給額が記載されているものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年から 31 年までの 5 年間のうち、いずれかの 10 月ごろから翌年 4 月ごろまで

昭和 27 年から 31 年までの毎年 10 月ごろから翌年 4 月ごろまで、農閑期を利用して、各地に出稼ぎに行っていた。そのうちのいつの期間だったかは覚えていないが、C川の河川工事に従事したことがある。A社の関係の工事だったと記憶しており、B社で厚生年金保険に加入していたように思うので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、勤務場所や職務内容を詳細に記憶していることから、申立期間におけるいずれかの時期に、申立人がC川の河川工事に従事していたことは推認できる。

しかし、申立人が一緒に従事したと記憶している同郷の同僚2名の厚生年金保険の加入記録を調査したところ、申立期間に係る加入記録は確認できない。

また、申立人と同郷でC川の河川工事に参加したことがあるとする者に聴取したところ、「同工事には昭和 30 年前後に2回参加したことがあるが、単なる出稼ぎ労働であり、厚生年金保険に加入していなかったように思う。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に所属していたとするB社では、同社がC川の河川工事に参加した事実の有無及び申立人の在籍の有無については、当時の工事従事履歴や人事記録も残っておらず不明であるとしており、また、申立人が同郷で同工事に一緒に従事したと記憶している同僚は既に死亡していることから、申立人が同社に所属していたのかどうか及び同工事に勤

務していた時期については確認することはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 1519

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 8 年 8 月 7 日まで

私は、申立期間に月額 80 万円の給与を受けていたが、社会保険庁の記録では標準報酬月額が 8 万円になっている。

平成 8 年 8 月に私が経営していた会社が倒産し、その後、借金生活が始まったが、翌年の国民健康保険料の請求が標準報酬月額 60 万円ぐらいで計算されてきたのを記憶している。申立期間の標準報酬月額を元に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 3 年 8 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 3 月までは 59 万円、同年 4 月から 8 年 7 月までは 50 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 8 月 7 日）の後の同年 12 月 6 日付けで、3 年 8 月から 6 年 10 月までの期間については 8 万円、6 年 11 月から 8 年 7 月までは 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時 A 社の代表取締役であったことが、商業登記簿謄本から確認できる。

また、A 社の元従業員は「社会保険の手続は申立人が行っていた。」と証言していることから、申立人が、当該標準報酬月額の減額について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年3月31日まで  
A社に勤務していた期間のうち、平成3年2月1日から5年3月31日までの間、月額70万円から80万円ぐらいの報酬を受け取っていた。社会保険庁の記録では、この期間の同社における標準報酬月額は、さかのぼって8万円に訂正されているので、当該期間の標準報酬月額を当時の報酬額に見合ったものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、当初53万円と記録されていたところ、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月31日より後の同年5月7日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、閉鎖した登記簿謄本により、申立人はA社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、「取締役総務部長として経理や人事に携わっていた。」と述べている。

また、申立人によれば、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたため、申立人は総務部長として社会保険事務所へ相談に赴いたとしている。

さらに、申立人は、「社会保険事務所の職員から、標準報酬月額をさかのぼって減額することで年金額が減少する旨の説明を受けた。」と供述している上、「私以外に標準報酬月額を引き下げられた者がいることは知らなかった。」と述べている。加えて、代表取締役に照会したところ、「当該訂正処理は、申立人が行ったと思う。私は、手続をしていない。」旨の回答をしていることから、申立人が自らの標準報酬月額をさかのぼって引

き下げること、A社の社会保険料の滞納額を圧縮しようとしたことがうかがえ、申立人は、当該訂正処理について同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額を訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで

「ねんきん特別便」には、勤務していたA社B工場の記録が漏れていた。私は、間違い無く申立期間は当該事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、その同僚は、「申立期間当時、申立人は臨時従業員だったと思う。臨時従業員は厚生年金保険に加入していなかったと記憶している。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管しているA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名や資格取得日などが記載されているものの、そこには横線が引かれ、備考欄に「誤届により抹消」と記載されている上、当該事業所の健康保険組合被保険者名簿においても、同様に、申立人の氏名や資格取得日の記載に横線が引かれ消されていることが確認できる。

さらに、申立人がA社B工場で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成11年3月1日から12年1月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち平成12年1月1日から同年4月6日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から12年4月6日まで

私は、A社を経営していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が59万円であったにもかかわらず、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年4月7日に20万円に訂正されている。申立期間当時は月65万円の報酬を得ていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間のうち平成11年3月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額が、A社が適用事業所でなくなった日（12年4月6日）後の12年4月7日付けで、59万円から20万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の経理を担当していた申立人の妻は、「申立期間当時、同社の経営状態が悪く、保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と協議した。協議内容について夫に報告し、夫の了解を得て、訂正の届出を提出した。」と述べていることから、申立人は厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として当該訂正処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自ら標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと

主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち平成 11 年 3 月 1 日から 12 年 1 月 1 日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち平成 12 年 1 月から同年 3 月までの期間の標準報酬月額は、同年 1 月 1 日に月額変更されており、さかのぼった訂正処理が行われた形跡はみられない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成 12 年 1 月 1 日から同年 4 月 6 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 1 日から 63 年 7 月 31 日まで

昭和 59 年 2 月から 63 年 7 月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答が社会保険事務所からあった。

しかし、私は申立期間当時、B 社の下請けだった A 社にパートで勤務しており、会社の旅行にも参加した記憶がある。また、仕事の後、駅近くの歯科医院で歯の治療をした際、社会保険だったため、自己負担が安かった記憶もある。よって申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務当時の社員旅行のことや具体的な業務などを記憶している上、A 社に勤務していた当時の上司から「申立人は申立期間当時、パートとして勤務していた。」との証言があることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人は A 社にパートタイマーとして勤務していたと主張しているところ、当時の社員が、「申立人は A 社に勤務していたが、一般社員でなくパート勤務だったと記憶しており、パートでの勤務だったため厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と証言している。

さらに、申立人は A 社に勤務していたと主張する期間において、国民年金の加入手続を行い、昭和 60 年 10 月から 63 年 12 月まで国民年金保険料の納付を行っている。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで  
友人と比べると年金額が少ないと思い、社会保険事務所に出向き、記録では標準報酬月額が減額訂正されていることを知った。調査して元の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 4 月 1 日）の後の同年 4 月 20 日付けで、申立人の 5 年 4 月から 7 年 3 月までの期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが、商業登記簿謄本から認められる。

また、申立人は、「標準報酬月額の訂正の届出をした覚えは無い。」と主張しているものの、経理担当の取締役は、「社会保険事務所から社会保険料の滞納についての連絡があったこともあり、社会保険事務所職員が会社に来たこともあった。平成 7 年 3 月末は、私は再就職準備のため出勤していないので、これらの届出は社長が行ったものと思う。」と証言していることから、申立人が標準報酬月額の訂正処理に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 5 月まで

私は、A社において17歳から23歳までの間勤務していた。同社はB市C区Dにあり、伯父が経営していた。私は、営業と現場の仕事を担当していた。

申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張しているが、申立期間のうち昭和36年9月2日から42年5月までに期間については、申立人は、E社において、厚生年金保険の被保険者となっている。

また、申立人の従兄弟であるA社の現事業主は、「申立人が25歳ぐらいの時から約4年間当社で勤務していたことはあるが、当社は厚生年金保険法の適用事業所となったことは一度も無い。」と説明しているところ、社会保険庁の記録においても、同社が厚生年金保険法の適用事業所であった事実は確認できない上、申立人は、昭和44年8月から48年8月までは国民年金に加入し、そのうちの44年8月から46年1月までの保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないため、申立人の申立期間に係る事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から同年 6 月まで

高校 3 年在学中に、A 市 B 在住の同郷の人に紹介されて、C 市の D 社の下請け会社に就職した。仕事は、クレーンによる鉄板の運搬作業の補助で、10 人ぐらいで組となって働いていた。給料は月 2 回払いで、同郷の人の家に下宿して通勤した。会社名等は忘れたが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、D 社の下請け会社であったとの記憶のみで、正式な会社名、所在地、事業主、上司及び同僚の名前を覚えておらず、記憶が曖昧であり確認できず、辞令、在職証明書等勤務の事実を確認できる資料も所持していない。

また、D 社 E 製作所に、当時の下請け会社の照会を行ったが、下請け会社の会社名が不明であれば調査はできないとの回答であった。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料を所持しておらず、健康保険証についてどのようなもので、どこからもらったか記憶していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 25 日から 33 年 4 月 20 日まで  
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた期間の被保険者記録が無い。私は洋裁学校を卒業してから新聞の求人広告を見て同社に入った。同社では午前 10 時から午後 8 時まで勤務をしており、1か月に2回の休みで頑張った。従業員は確か 20 人ぐらいだったと記憶している。私の成人式の時には、事業主の妻が近くの百貨店へ一緒に着物を買に行ってくれたりして、家族のようだった。今残っているものは当時の貴重な写真だけである。同社のユニフォームを着た写真もあり、申立期間に同社で働いていたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間中にA社の制服を着用して撮影した写真及び申立人の当時の同社の様子についての鮮明な記憶から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社に係る商業登記簿謄本を調査したが、法務局では同社に関する記録は見当たらないとしており、同社の実態を確認することができない。

さらに、申立人はA社の事業主や同僚らの氏名を苗字しか覚えていないことから、同社の事業主や同社で申立人と同じように勤務していた者を調査することができず、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月から24年3月まで

私は、申立期間について、駐留軍施設内にある売店の販売員として勤務していた。厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真等により、駐留軍施設内にある売店に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時駐留軍施設に勤務していた従業員の労務管理を行っていたA 渉外労務管理事務所における申立人の在籍記録をB 防衛事務所及びC 防衛事務所に照会したが、申立人の申立期間に係る在籍の事実を確認することはできなかった。

また、社会保険庁の記録によると、A 渉外労務管理事務所は、昭和24年4月1日から社会保険制度が適用となっている。

このほか、申立人が挙げた4名の同僚については、証言を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月から 37 年 10 月まで  
社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていない。私は、昭和 34 年に中学卒業とともに学校の紹介により調理師見習いとしてA社（現在は、B社）に入社した。38 年ごろ当時の社長からの指示で修行のためいったん退職して、約 1 年間の修行の後、再び同社に入社した。この修行に行く前の申立期間が欠落しているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、申立人が勤務状況について具体的に述べていること、及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社は昭和 37 年 12 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の同僚から聴取したところ、「会社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨の供述があった。

さらに、A社は、当時の人事記録及び給与関係書類等を保存しておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から30年12月1日まで  
昭和26年4月から30年11月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答が社会保険事務所からあった。

しかし、私は申立期間当時、A社のB工場に勤務しており、同僚と撮った当時の写真も所持している。

また、親族の者も当該事業所に勤務しており、私が勤務していたことを証明してくれているので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B工場の作業着を着て撮った同僚との写真及び他の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人はA社に6か月ごとの期間雇用者として勤務していたと主張しているところ、当時の同僚が、「自分も6か月ごとの期間雇用の臨時社員として昭和27年9月に入社し、半年後に正規社員としての試験に合格した。当時、臨時社員は厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と証言しており、この同僚の社会保険庁の記録では、当該事業所での資格取得日は昭和28年3月となっていることが確認できる。

また、申立人は、「提出した写真に写っている同僚は、私より先に入社した先輩。」と供述しているが、この同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人が主張する入社日より後の昭和27年4月であり、当該事業所においては、入社日と厚生年金保険加入日は同じではない状況がみられる。

さらに、A社に照会したところ、「保管している人事記録では、申立人

に係る記載は無い。」との回答であった。

加えて、社会保険庁が作成したA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 55 年 3 月まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無いことが判明した。  
申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における雇用保険の記録（昭和 53 年 4 月 30 日から 55 年 1 月 10 日）があり、申立人の主張する申立期間とおおむね一致することから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、同僚から聴取したところ「従業員には社会保険に加入している人と加入していない人がいた。」と証言している上、申立人が氏名を記憶する同僚のうち管理職を除く同職種の 10 名のうち 3 名については、A社における被保険者記録が無いことから、同社では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことが推認できる。

また、申立人は、A社に勤務していたと主張する期間の前後の期間を通じて国民年金に継続して加入し、申立期間は、昭和 53 年 5 月分を除き国民年金保険料を納付している。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料等はない上、社会保険事務所が保管するA社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月30日から同年10月1日まで  
私は、A社において昭和41年8月1日から同年9月30日まで勤務していたため、厚生年金保険の資格喪失日は同年10月1日になるところ、社会保険庁の記録では9月30日となっている。これは事務手続上の誤りだと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和41年9月30日まで勤務していたと主張しているが、当時の複数の同僚に照会したものの、申立人が同日まで勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、A社の元事業主は、申立人の事を覚えていないとしながら、「申立人がそうであったかは分からないが、当時、月末まで勤務はしても資格喪失日が翌月1日になると保険料控除があるため、手取りが減ることを嫌がる社員が多く、月末喪失とすることがあった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票から、申立人の資格喪失日は昭和41年9月30日であることが確認できる。

加えて、A社は既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無く、申立てに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周

辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで  
社会保険庁記録では、平成 3 年 8 月 1 日から 4 年 3 月 31 日までの標準報酬月額が当時の報酬額と相違している。当時の報酬が下がったことはないので記録訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を 53 万円又は 50 万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 3 月 31 日）の後の同年 4 月 14 日付けで、3 年 8 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額を 14 万 2,000 円に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが申立人の回答及び商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険事務所から保険料の滞納について連絡があり、社会保険事務所に行った。社会保険事務所では、詳しい説明は無かったが、滞納保険料は払わなくて済むようになる。と言われ、会社のゴム印と印鑑を貸した。」と述べていることから、申立人は、当該訂正処理に関与したと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 2 月 21 日まで  
私の A 社における標準報酬月額が、平成 2 年 11 月から 3 年 9 月までは 36 万、3 年 10 月から 4 年 2 月 21 日までは 41 万円であったのに、さかのぼって 8 万円に引き下げられているのはおかしい。  
引き下げられる前の標準報酬月額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、41 万円と記録されていたが、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 2 月 21 日）の後の同年 2 月 29 日付けで、さかのぼって 8 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが確認できる上、申立人は当該標準報酬月額の減額の経緯について、「知らなかった。」と述べているが、経理担当の元従業員は「社会保険事務所の職員が作成してきた書類に代表者の同意の上、代表者印を押すなどした。」と証言していることから、申立人は当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成8年4月1日から同年9月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち平成13年4月1日から14年1月16日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から同年9月30日まで  
② 平成13年4月1日から14年1月16日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間①はA社に勤務した期間の標準報酬月額が、被保険者資格を喪失した後に減額して訂正が行われていた。  
申立期間②は、B社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっていた。  
申立期間の標準報酬月額を調査の上訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年9月30日）の後の同年10月8日付けで、さかのぼって9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、「自分は経理担当取締役であり、代表取締役はたまに出社するだけで、会社の運営についてはかなり任されていた。」と述べている。

また、社会保険庁保管のA社の不納欠損決議書により、申立人と社会保

険事務所の職員が、滞納保険料について、相談をしていることが確認できることから、申立人は当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の経理担当取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた期間のうち、当該期間の標準報酬月額がそれまでの期間の標準報酬月額と比べて、著しく低額であるので訂正してほしいと申し立てている。

しかし、申立人は、「申立期間②の当時、給与は支給されていなかった。」と供述している。

また、代表取締役及び取締役2名が、「申立期間②当時は、会社の経営が苦しく、給与を支給することもままならず、厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、平成13年4月1日の月額変更により減額されており、当該処理は、同年5月10日に行われている事が確認でき、社会保険事務所において、さかのぼった記録訂正等の不合理な処理が行われた形跡は見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。